

戸籍法の改正に関する要綱案のたたき台

(前注) 以下、戸籍法(昭和22年法律第224号)を「法」、戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)を「規則」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)を「番号利用法」という。

第1 法務大臣が戸籍情報連携システムを設置し、管理すること及び身分関係等情報を提供すること等について

- 1 法務大臣は、戸籍情報連携システム(法務大臣及び市町村長の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、戸籍の副本に記録されている情報、届書等情報、身分関係等情報その他法務省令で定める情報を蓄積し、及び管理するために、法務大臣が設置し、及び管理するものをいう。)を設置し、及び管理するものとする。

(補足説明)

- 1 国(法務大臣)において、戸籍情報連携システムを構築するものとする。
- 2 法務大臣は、戸籍副本の情報を利用して、戸籍内の各人について戸籍により得られる情報によって作成される身分関係等情報を調製し、これを管理するものとする(身分関係等情報の詳細は、下記(2)参照)。
- 3 情報を「蓄積」することについては、現行法第119条第2項の規定に沿ったものであるが、それぞれの情報については、飽くまでも戸籍に関する事務の範囲において用いられるものである。

(1) 届書等情報とは、届書に記載すべき事項その他の戸籍の記録をするために必要な情報であって、戸籍法その他の法令の規定により市町村長に提供しなければならないものとして法務省令で定めるものをいうものとする。

(補足説明)

- 1 届書類(届書、申請書その他の書類)の情報をスキャナーで読み込み電子化することにより、受理地及び本籍地の市町村や市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局、地方法務局及びその支局(以下「管轄法務局等」という。)において届書類の情報の共有化を図り、当該情報を戸籍事務において活用することにより、届出を受理した市町村から本人の本籍地の市町村への届書類の送付が不要となるとともに、本人の本籍地の市町村から管轄法務局等への送付も不要となる(後記第2, 1参照)。
- 2 入力に係る事務量を軽減するため、届書類の情報のうち、戸籍に記録すべき事項につい

て、入力されたデータを共有することを可能とすることが考えられる。

- 3 電子化する対象については、本籍地の市町村で戸籍の記録を行う際に非本籍地の市町村で受理された届書の添付書類を改めて確認することもあり得るため、届書だけでなく、その添付書類についても電子化する必要がある。また、電子化する届出事件の範囲について、例えば、その市町村に本籍がない者の届出事件に限るとすると、保存方法及び期間の区分処理が必要となり煩雑な上、管轄法務局等への送付事務も引き続き発生することから、範囲を限定せずに一律に、受理地の市町村において戸籍に記録すべき者に係る全ての届書類を電子化することとする。

(2) 身分関係等情報とは、戸籍に記録されている者の身分関係その他当該戸籍に記録されている者に関する戸籍に記録されている情報であって、下記3により法務大臣が行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（以下「行政機関の長等」という。）に対して提供するものとして法務省令で定めるものをいうものとする。

(補足説明)

- 1 行政機関等に提供する戸籍情報として、身分関係等情報を整備するためには、名寄せを行い、個人に関する戸籍情報を統合することが前提となる。しかし、戸籍の正本を保有・管理している現行の戸籍情報システムは、各市町村において個別に構築しているため、同一の文字であっても、戸籍情報システムに記録されている文字のコードや字形（デザイン）は、市町村ごとに異なっている。文字情報を現行のままとした場合、複数の戸籍に記録されている個人の戸籍情報を統合することが困難である。

そこで、現に各市町村で戸籍に記録されている文字を収集した上で、標準的な字形の文字に収れんする文字の同定作業を実施し、法務省令において、戸籍情報連携システムにおいて使用する文字として、同定作業により整備された文字を戸籍統一文字として定め、その結果を公表するものとする。

- 2 文字の同定作業については、当該分野の専門家の知見を得るため、有識者で構成する会議体を設置し、文字の同定に疑義が生じた文字について、同定の可否を同会議体に諮問するものとする。
- 3 コンピュータによる取扱いに適合しない戸籍（改製不適合戸籍）は、紙戸籍をコンピュータ化の際に、対応する正字に引き直してコンピュータ化戸籍に記録することを欲しない旨の申出がされた場合などに、紙のまま、あるいは、画像データとして保存されているものである。

このような戸籍については、コンピュータ化戸籍に改製することが、マイナンバー制度における情報連携のためのみならず、時代の要請である戸籍のコンピュータ化の趣旨に合致し、今後の戸籍事務にとって必要不可欠であると考えられるが、他方、当事者の文字に対する愛着が強く、その結果、コンピュータによる取扱いに適合しない戸籍とせざるを得なかったという経緯もあることから、正字で戸籍に記録されることを希望しない者に係る戸籍については、強制的にコンピュータ化戸籍に移行することはせず、引き続き、コンピ

ュータによる取扱いに適合しない戸籍として取り扱うこととする。

- 2 法務大臣は、戸籍と同一の内容を証明するものとして、戸籍の副本に記録されている情報を利用して身分関係等情報に関するファイル（以下「身分関係等情報ファイル」という。）を調製し、これを管理するものとする。
- 3 法務大臣は、行政機関の長等から法律の定める事務の処理に関し法律の規定による求めがあったときは、法務省令で定めるところにより、当該事務の遂行に必要な身分関係等情報ファイルに記録された情報を提供するものとする。
(注) 番号利用法第19条第7号の規定に基づき、法務大臣は、身分関係等情報を提供するものとする。
- 4 上記3により身分関係等情報ファイルに記録されている情報の提供を受けた者は、上記3により事務を取り扱う場合を除き、身分関係等情報ファイルに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならないものとする。
- 5 法務大臣は、上記3による事務その他の戸籍に関する事務を取り扱う場合を除き、身分関係等情報ファイルに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならないものとする。

(補足説明)

マイナンバーを活用した他の行政事務との連携については、戸籍情報のうち、個人を特定する基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を含まない情報であって他の行政事務に対する情報提供に必要なものを「身分関係等情報」として中間サーバーに格納し、総務大臣が管理する情報提供ネットワークシステムを用いて、情報提供を行うことを想定している。また、情報提供ネットワークシステムでは、個人を特定する基本4情報をやり取りしないことを踏まえ、身分関係等情報のうち、親族関係を明らかにする情報については、親族関係記号（親子関係や夫婦関係を示す記号であって、当該親子間・当該夫婦間でそれぞれ同一の記号）を付し、これらの記号が一致することにより、親子・夫婦であることを確認することとしている。このように、情報提供ネットワークシステムを用いて戸籍情報を提供する情報連携について、以下「ネットワーク連携」という。

第2 戸籍情報連携システムによる戸籍に関する事務の取扱い

1 戸籍に関する事務の取扱い

法務大臣及び市町村長は、法務省令の定めるところにより戸籍に関する事務の一部を戸籍情報連携システムによって取り扱うものとする。

法務大臣及び市町村長は、戸籍に関する事務の一部を戸籍情報連携システムによって取り扱うことにより、戸籍の届出の受理等の審査に際し、戸籍証明書の添付省略を実現するとともに、届出を受理した市町村長から本籍地の市町村長への届書類の郵送等の事務を省略し、もって、国民の利便性の向上及び戸籍に関する事務の効率化を図るものとする。

(注1) 市町村長は、届出の受理の審査に当たって本籍地の戸籍情報を確認する必要がある

場合には、戸籍情報連携システムに記録されている情報を参照することができるものとする。

(補足説明)

- 1 現状、戸籍の届出の審査において、戸籍の記載又は調査のため必要がある場合には、届出人に、戸籍謄本等を添付することを求めている（規則第63条）ほか、必要に応じて、本籍地の市町村に対する電話照会や戸籍謄本等の公用請求により、戸籍の記載又は調査のため必要な情報を確認している。また、現在、ほとんどの市町村において個別に戸籍情報システムを調達し、コンピュータ処理を行っているところ、各市町村の戸籍情報システム同士が電気通信回線によって接続されていないため、届出を受理する市町村と戸籍の記録をする本籍地の市町村とが異なる場合には、受理地の市町村から本籍地の市町村に対し、戸籍の受理の審査に必要な情報についてコンピュータを利用した照会ができない状態となっている。

今回、国において、ネットワーク連携を行うための戸籍情報連携システムを整備するに当たり、同システムと各市町村の戸籍情報システムとが電気通信回線によって接続されることになるため、市町村の戸籍事務従事職員は、戸籍情報連携システムを通じて戸籍情報を参照して効率的に事務を処理することが可能となる。

- 2 市町村における戸籍情報の参照範囲については、届出の審査に当たっては、現状においても必要に応じ、除籍・改製原戸籍の情報について確認しており、事務に必要なであれば、これらを確認できるようにしておくべきではないかとの意見が大勢を占めたところである。特に届出件数の多い死亡届、出生届、婚姻届及び離婚届については、現在戸籍の情報を参照しただけでは、現状と変わらず、除籍・改製原戸籍等の従前戸籍について本籍地の市町村への電話照会等をする必要が生じ、事務の改善につながらない。一方、従前戸籍を参照することができることとした場合には、電話で戸籍情報を確認するという市町村側の事務の効率化も期待することができるほか、届出人が規則第63条に基づき戸籍謄本等の提出を求められる機会が一層減少することになるなど、効果は大きいものと考えられる。

そこで、参照できる戸籍情報の範囲については事務に必要な範囲とし、一律の制限は設けないこととした上で、不正な情報参照等を防止する方策を適切に講ずるものとしている。

(注2) 管轄法務局等の長（以下「管轄法務局長等」という。）は、市町村長が行う戸籍事務への指導、戸籍訂正の許可等の事務に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合には、戸籍情報連携システムに記録されている情報を参照することができるものとする。

(補足説明)

- 1 市町村長は、届出の審査に当たり、事実の認定や民法、戸籍法等の解釈適用上、疑義が生じた場合、管轄法務局長等に助言を求めるとされており、このことは、一般的「受理照会」と呼ばれているが、この受理照会や戸籍訂正の許可等の事務などのため、管轄法務局等において戸籍情報を確認する必要があることから、事務処理の効率化を図るため、市町村同様、管轄法務局等の戸籍事務従事職員が戸籍情報を参照することができる

ようにする必要がありとされる。

- 2 管轄法務局等における戸籍情報の参照範囲については、届出の受理照会や戸籍訂正の許可等の事務を処理するに当たり、現在戸籍だけでなく、従前戸籍の確認も必要になることから、参照範囲については従前戸籍をも含む必要があると考えられる。一方で、不正な情報参照を防止する方策についても、適切な対策を講ずるものとしている。

(注3) 届書類(届書, 申請書その他の書類)を受理した市町村において, 内容を確認した上で電子化し, 戸籍情報連携システムに送信し, 当該送信された情報により, 届書等情報を調製するものとする。具体的な手続については法務省令で定めることとするが, 届書等情報を参照することができる者は, 届出事件本人等の本籍地の市町村の職員及び届出を受理した市町村の職員及び管轄法務局等の職員に限ることとし, 電子化後の紙の届書類については受理地の市町村長が保管するものとする。なお, 届書の様式については, 電子化の障害とならないよう, 法務省令及び法務省民事局長通達において一定の見直しを行うものとする。

(補足説明)

- 1 電子化した届書類の情報については, 市町村においては, 戸籍の記録のために必要なものであるから, 戸籍を記録する本籍地の市町村, 受理地の市町村及び管轄法務局等に限り参照を可能とすれば足りるものと考えられる。また, 電子化後の紙の届書類については受理地の市町村長が保管するものとしている。なお, その場合に, 保管を行う市町村の負担を軽減する方策を検討することが必要である。
- 2 戸籍の記録を要しない届書(外国人のみを届出事件の本人とする届出等)については, 現行制度において, 管轄法務局等への送付の対象となっていないこと等から, 当面, 現行の取扱いを維持する。
- 3 届書の様式については, 法第28条のほか, 規則第59条において出生, 婚姻, 離婚及び死亡の4届書について規定されており, また, 他の届書についても法務省民事局長通達によって標準様式が定められているが, いずれも, 用紙の大きさ及び様式を定めているのみである。

現状の事務において, 市町村が審査のために用いる届書の余白等に必要な事項が記載できない, 届書の記入欄に透かしがあることにより届書に記載された文字の判読に困難が生じるなどといった事務に支障を来している場合もある。また, 今後, 届書を電子化するに当たり, 届書に記載されている文字を正しく電子化することができず, 事務に支障が生ずる可能性もある。

そこで, 届書については, 事務の障害とならないよう, 法務省令又は法務省民事局長通達において, 届書様式について一定の制限を行うこととする。

2 不正を防止する方策について

- (1) 法務大臣及び市町村長は, 戸籍情報連携システムに記録されている情報であって, 当該情報に含まれる氏名, 生年月日その他の記述等により特定の個

人を識別することができるもの（以下「戸籍個人情報」という。）について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。

- (2) 戸籍に関する事務に従事する法務省の職員若しくは職員であった者又は市町村の職員若しくは職員であった者（市町村長から委託を受けて当該事務に従事している者又は従事していた者を含む。以下同じ。）は、上記1により戸籍に関する事務を取り扱う場合を除き、戸籍情報連携システムに記録されている情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 戸籍に関する事務に従事する法務省の職員若しくは職員であった者又は市町村の職員若しくは職員であった者は、その事務に関して知り得た戸籍個人情報に関する秘密を漏らしてはならないものとする。
- (4) 上記（3）に掲げる者が上記（3）に違反して戸籍個人情報に関する秘密を漏らした場合の罰則を設けるものとする。

（補足説明）

- 1 戸籍情報連携システムに記録される戸籍に関する情報のうち、秘匿性の高い氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを戸籍個人情報と位置付け、法務大臣及び市町村長は、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。また、戸籍に関する事務に従事する者についても、戸籍情報連携システムを通じて戸籍情報を不正利用することを禁止することとする。具体的には、①戸籍個人情報の安全確保措置、②事務取扱者の目的外利用の制限、③秘密保持義務、④管理者や受領者の情報利用の制限及び⑤秘密漏えいの場合の罰則を設けることを想定している。
- 2 更に不正に参照することを防止するための具体的な方策としては、例えば、不正参照の可能性がある場合にコンピュータ処理画面に警告メッセージを表示する、市町村においては管轄法務局等（管轄法務局等においては上級庁）に通知する、誰がいつどのような戸籍情報を参照したか証跡ログを残し、管轄法務局等（管轄法務局においては上級庁）による監査を実施するなどを想定している。また、不正処理が行われる可能性がある一定の場合には、情報参照に当たっては上司等の承認を得ることとするなど、当該事務処理担当者以外の関与を必須とする仕組みを設けることを想定している。
- 3 戸籍情報連携システムにおいて取り扱う戸籍個人情報の機微性やプライバシー保護の観点からは、秘密保持義務によって保護される法益は重要なものであるため、戸籍個人情報の秘密の漏えい防止義務に違反した場合には、新たな罰則の対象とすることを想定している。

3 戸籍証明書の広域交付について

- (1) 法第10条第1項に規定する者（戸籍に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属）は、法務省令で定める場合を除き、本籍地の市町村長以外の市町村長に対しても、戸籍証明書（注1）の交付（当該証明書

に係る電磁的記録の提供を含む。)の請求をすることができるものとする。
(注1)戸籍証明書とは、戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面をいう。

(2)上記(1)の規定による請求をする場合においては、当該請求をする者は、
法務省令で定める書類を提示してこれをしなければならないものとする。

(注2)法務省令で定める書類については、マイナンバーカード、運転免許証その他の写真
付き身分証明書等に限るものとする。

(3)上記(1)の市町村長は、上記(1)の請求が不当な目的によることが明
らかなときは、これを拒むことができるものとする。

(注3)上記(1)の請求を受けた市町村長は、法務省令の定めるところにより、当該請求
に係る戸籍に記録されている者の本籍地の市町村長に当該請求に対する交付の決定をし
たことを通知しなければならないものとする。

(補足説明)

1 現状では、本籍地以外の市町村長に対して、戸籍証明書の交付請求をしても、原則と
して戸籍証明書の交付を受けることができない。そのため、婚姻、住所変更に伴う転籍、
コンピュータ化による改製等により、証明書の交付を求める戸籍が複数の市町村にある
場合には、それぞれの本籍地の市町村に戸籍証明書の交付を請求する必要が生じ、その
収集に相当の時間と費用を要することとなっている。

このような事態に対応するため、一定の場合には、本籍地以外の市町村長に対し、戸
籍証明書の交付請求(いわゆる「広域交付」)をすることを認める規定を設けることと
する。

2 広域交付の請求権者については、本部会第10回会議での議論を踏まえ、戸籍に記録
されている本人(戸籍から除かれた者を含む。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直
系卑属(以下「本人等」という。)に限定することとする。

3 広域交付に係る戸籍証明書の交付は、広域交付の請求を受けた市町村長が行うが、本
籍地の市町村長が当該戸籍証明書の発行について知り得る仕組みや、本籍地の市町村長
において発行抑止をした場合に発行されないような仕組み等を構築することが考えられ
る。また、費用の徴収については、交付地の市町村で行うことが相当であると考えられ
る。

4 広域交付による戸籍証明書の証明の範囲としては、電子化された情報(テキストデー
タ及び画像データ)の範囲に限るものとする。

この場合、交付請求を受けた市町村の職員が該当する他の市町村の戸籍を参照するこ
とになることから、不正な情報参照等を防止するために十分な方策を講ずるものとする
(本文2参照)。

第3 市町村長及び管轄法務局長等の調査権について

1 市町村長の調査権について

市町村長は、届出の受理に際しこの法律の規定により届出人が明らかにしな
ければならない事項が明らかにされていないと認める場合その他の戸籍の記録

のために必要がある場合は、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(補足説明)

- 1 市町村の資料提出要求は、国民に対し、出生、死亡等という親族的身分関係に関する様々な資料の提出を求めるものであることから、戸籍事務を行うに当たって、調査の対象となる者に対して上記のような調査をするに当たって当該調査の目的を明らかにするという観点から、法律上の明確な根拠規定を示すことができるようにしておくことが相当である。また、調査権の範囲については、その調査によって遂行すべき行政事務との関係で必要最小限のものにとどまるべきことは当然であるところ、市町村による調査は、戸籍の記録のために行われるものであるということが出来る。これらを踏まえ、本文は、戸籍の記録のために必要と認める範囲内で実施される旨を明文化することとしている。併せて、本文では、調査の対象となる者に対して調査の目的を明らかにするという観点から、市町村において届出人等に対して調査を行う典型例、すなわち、届出の際に明らかにしなければならない事項が明らかにされていないと認める場合を例示的に法文上で明らかにすることとしている。
 - 2 なお、本文の考え方は、調査権の行使について、現在行うことのできる範囲内にとどまるものとするを前提としており、本文のような規律が設けられたとしても従前の調査権の範囲を拡大するものではない。
- (注) 届出に関する規律の多くは、法第117条において戸籍訂正の申請に準用されているところ、市町村長の調査権に関する規律についても、同条により戸籍訂正の申請に準用されることを想定している。

2 管轄法務局長等の調査権について

管轄法務局長等は、市町村長から戸籍事務の取扱いに関する照会を受けた場合その他の法第3条第2項の助言等を行うに当たり必要がある場合においては、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問し、又は必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(補足説明)

- 1 管轄法務局長等においては、市町村長に対する助言等(法第3条第2項)を行うために必要な範囲で、関係資料及び関係者等について、任意調査を行っている。
- 2 調査の対象となる者に対し、上記のような調査をするに当たって当該調査の目的を明らかにするという観点から、法律上の明確な根拠規定を示すことができるようにしておくことが相当であることは、市町村長の調査権についてと同様である。そして、調査権の範囲については、その調査によって遂行すべき行政事務との関係で必要最小限のものにとどまるべきことは当然であるところ、管轄法務局長等による調査は、上記のとおり、市町村長に助言等をするために行われるものであるということが出来る。これらを踏まえ、本文は、かかる事務遂行に必要と認める範囲内で実施される旨を明文化することとしている。併せ

て、本文では、調査の対象となる者に対して調査の目的を明らかにするという観点から、管轄法務局長等において届出人等に対して調査を行う典型例、すなわち、市町村長から戸籍事務の取扱いに関する照会を受けた場合を例示的に法文上で明らかにすることとしている。

- 3 なお、市町村長の調査権についてと同様、本文の考え方は、調査権の行使について、現在行うことのできる範囲にとどまるものとするを前提としており、本文のような規律が設けられたとしても従前の調査権の範囲を拡大するものではない。

第4 戸籍訂正について

1 家庭裁判所の許可を得て行う戸籍訂正手続

法第114条において訂正許可審判の対象とされている「届出によつて効力を生ずべき行為」から、法第60条（認知）、第61条（胎児認知）、第66条（養子縁組）、第68条（代諾養子縁組）、第70条（離縁）、第71条（代諾離縁）、第72条（死後離縁）、第74条（婚姻）及び第76条（離婚）の各届出に係る行為を除外するものとする。

（補足説明）

- 1 訂正許可審判による戸籍訂正手続については、法第113条又は第114条の文言上、どのような場合に訂正許可審判事件を申し立てることができるのかについて何らの限定もされておらず、訂正許可審判による戸籍訂正手続と確定判決による戸籍訂正手続の関係は法文上明確にされていない。

しかしながら、婚姻、養子縁組等の身分関係の有効・無効については本来的には人事訴訟手続において判断されるべき事柄であり、当事者対立構造が予定されていない訂正許可審判において審理の対象とすること自体に問題があるものと考えられること、人事訴訟法、家事事件手続法が制定され、家事事件について一般的に適切・迅速な審理がされていることを踏まえると、人事訴訟手続において判断されるべき事項について訂正許可審判によることは相当ではないものと考えられる。そこで、法第114条において戸籍訂正許可審判の対象とされている「届出によつて効力を生ずべき行為」から、人事訴訟手続の対象とされている任意認知、養子縁組、協議離縁、婚姻、協議離婚等の各届出に係る行為を除外することとする。

- 2 なお、これまでの部会での審議においては、同条と併せて法第113条についても検討の対象とされ、同様に人事訴訟手続において判断されるべき事項については訂正許可審判の対象から除外すべきであるとされてきたところである。もっとも、人事訴訟手続において判断されるべき事項と訂正許可審判における審理の対象とが競合する場面の多くは、第114条に規定する「届出によつて効力を生ずべき行為」（創設的届出に係る行為）のうち実体的身分関係の存否に関わる任意認知、養子縁組、協議離縁、婚姻、協議離婚等に係るものに関するものである。また、上記以外の人事訴訟手続において判断されるべき事項として親子関係の存否の確認に関する訴えがあるが、上記のとおり人事訴訟法等が制定されたことにより、近時、親子関係の存否の確認について確定判決を経ずに戸籍訂正許可審判

の申立てがされた事案は見受けられないようになっている。このため、法第114条について本文のような措置を講ずることにより、人事訴訟事件の対象となるべき事項と戸籍訂正許可審判における審理の対象となる事項との関係の整理としては足りるものと考えられる。

また、国籍確認の訴えをすることができる場合についても、本来的には当事者対立構造による訴訟手続を経て判決により国籍の有無を確定した上で、当該判決に基づき法第116条による戸籍訂正手続をとるべきである。もっとも、国籍確認訴訟を経ずに訂正許可審判によって戸籍訂正を行った事例は見受けられず、あえて特別の規律を設けなくとも、特段の問題は生じないものと考えられる。

2 市町村長の職権による戸籍訂正手続

- (1) 戸籍の記録が法律上許されないものであること又はその記録に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない旨の法第24条第1項本文の規律は維持するものとし、ただし、戸籍の記録、届書の記載その他の書類から訂正の趣旨及び事由が明らかであるときは、この限りでないものとする。
- (2) 法第24条第2項を改め、上記(1)ただし書の場合は、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の訂正をすることができるものとする(注1)。
- (3) 戸籍の訂正の内容が軽微なものであって、かつ、その訂正により戸籍に記録されている者の身分関係についての記録に影響を及ぼさない場合においては、上記(2)の許可を要しないものとする。

(注1) 法第24条第1項ただし書に規定する「錯誤又は遺漏が市町村長の過誤によるものであるとき」は、上記(1)のただし書にいう「戸籍の記録、届書の記載その他の書類から訂正の趣旨及び事由が明らかであるとき」に含まれ、上記(2)により管轄法務局長等の許可を得て戸籍の訂正をすることができるものとなることから、法第24条第2項後段は削除するものとする。

(注2) 市町村長が職権により戸籍の訂正をするときは、その訂正により訂正すべき記録のある者がその旨を知ることができるよう、法務省令又は法務省民事局長通達において所要の整備を行うこととする。

(補足説明)

- 1 (1) 本文(1)は、現行の法第24条第1項本文については実質改正を行わないこととするとともに、ただし書において、戸籍の記録、届書の記載その他の書類から訂正の趣旨及び事由が明らかであるときは、上記の通知を不要とすることとしている。また、本文(2)は、本文(1)ただし書の場合は、市町村において、届出人等に対して裁判所における訂正許可審判手続を経て戸籍訂正の申請をするよう促すことなく、管轄法務局長等の許可を得て、職権により戸籍訂正ができるようにするものである。これは、市町村長が戸籍の記録について訂正事由を発見した場合において、客観的に、あ

るべき戸籍の記録が明らかとなっているときは、あえて届出人等に法第113条以下の規定による戸籍訂正手続を経ることを求めることは手続として遠であることから、職権による戸籍訂正を可能とするものである。なお、本部会第9回会議において確認したとおり、本文(1)及び(2)は、現行法下における戸籍実務と比較して、職権による戸籍訂正をすることができる事由を拡大するものではない。

- (2) 現行の法第24条第1項に基づく届出人又は届出事件本人に対する通知(以下「24条1項通知」という。)は、訂正許可審判事件の申立て等を促すためのものであるところ、本文(2)のとおり、戸籍の記録、届書の記載その他の書類から訂正の趣旨及び事由が明らかであるときには訂正許可審判手続を経ずに職権による戸籍訂正手続を行うことができる旨の規律を設けることとした場合、従来の家庭裁判所への手続を促す意味としての24条1項通知それ自体は必要ないものとなる。また、届出人等に対する通知を市町村長に法律上義務付けるに当たっては、当該通知の法律上の位置付けや法律上の効果等が明確になっていることが必要であると考えられるところ、本文(1)及び(2)のような規律を設けることとした場合、通知の有無が職権訂正の要件に関わらないこととなるため、このほかに通知を法律上の義務と位置付けるだけの理由を見出すことは困難であると考えられる。以上を踏まえ、本文(1)においては、職権による戸籍訂正手続がされることが予定されている場合には、24条1項通知を不要とすることとした。

もっとも、職権による戸籍訂正がされた場合には、訂正される戸籍に記録されている者がそのことを把握することができるようにすることが望ましいといえる。これまでの戸籍実務においては、訂正事由が市町村長において明らかとなる場合は戸籍謄本等の交付請求を受けた本人等が誤りを指摘するケースが多く、そのようなケースでは訂正された後の正しい戸籍謄本等の交付を受けることを望むため、事実上、本人等が訂正の内容を知り得る場合も多く、そうでない場合であっても、本人の身分関係に影響を及ぼすような事項について戸籍の訂正がされた場合については、本人にその旨を適宜の方法により知らせることとする運用が行われているところである。そこで、法律上は通知を義務付けることとはしない一方、上記の戸籍実務上の取扱いを整理して、戸籍に記録されている者において戸籍訂正がされたことを適切に把握することができることとなるよう、(注2)のとおり、法務省令又は法務省民事局長通達において所要の整備を行うこととするのが相当である。

- (3) 本文(1)において「戸籍の記録、届書の記載その他の書類から」訂正の趣旨及び事由が明らかであるときとの限定を付しているのは、職権による戸籍訂正が可能な範囲について、管轄法務局長等において訂正事由があることについて判断が可能な事案に限定すべきという観点から、戸籍事務においてアクセス可能な戸籍の記録又は届書類その他の書類と対比することによって訂正事由があることが明らかな場合に限定する趣旨である。「その他の書類」には、受附帳等、戸籍の処理をする際に作成される書類のほか、法第24条第3項に基づく官公署等からの通知であって、同通知によって戸籍訂正をすべきことが明らかなもの(例えば、婚姻届を偽装したとする公正証書原本不実記載罪についての有罪判決が確定し、同判決に基づき法第24条3項に基

づく通知がされた場合の当該通知など。)も含み得ると考えられる。

- 2 戸籍実務上、一定の場合には、市町村長限りの職権による戸籍訂正を行うことが認められているが、現行法上、これを認める明文の規定はない。そこで、本文(3)において、このような戸籍実務上の取扱いについて法令上の根拠を与えるという観点から、市町村長限りの職権による戸籍訂正について明文の規定を設けることとしている。

第5 死亡届の届出資格者の拡大について

任意後見受任者(家庭裁判所により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。)も、死亡の届出をすることができるものとする。

(注) 任意後見受任者であることを明らかにするために、〔法務省民事局長通達において〕任意後見契約の登記事項証明書等を添付させることとする。

(補足説明)

- 1 任意後見人については、法第87条第2項に定められている死亡の届出資格者とされているが、任意後見契約を締結しているものの任意後見監督人が選任される前に本人が死亡したため、任意後見受任者の資格にとどまる者は、届出資格者には当たらない。しかし、任意後見人と任意後見受任者の違いは、本人の事理弁識能力が十分でない状況となり任意後見監督人が選任されることになったか否かの違いであり、任意後見受任者であっても本人の戸籍を特定することが可能であり、かつ、生死の状況を知ることができる密接な関係を有する者であることに変わりがないといえる。
- 2 現行法上、死亡の届出については、迅速・的確な報告を求めているところ(法第86条参照)、任意後見受任者であっても任意後見人と同様に迅速・的確な報告ができる立場であることに実質的な違いはないものと考えられる。
- 3 死亡届の届出資格の審査においても、任意後見受任者であれば、登記事項証明書等によって届出資格を確認することが可能であることから、届出の際には、その資格を明らかにするため、登記事項証明書等の添付を求めることとする。

第6 その他所要の整備

形式的な字句の修正等を行う。